

埼玉県就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）と記入前問診票について

1 はじめに

「埼玉県就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）（様式2）」（以下、生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）は食物アレルギーの診療を受けている主治医に依頼してください。発行に際しては、病状を把握する必要があるため、初診時には記載できないことがあります。また、食物アレルギーは自然寛解することが多いため、毎年見直す必要があるとされています。

2 生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）の提出が必要な方

幼稚園、保育所等の生活において、「何らかの配慮」を必要とする場合に提出します。食物アレルギーのために除去食、弁当持参が必要、発症時の緊急対応が必要な場合などが代表的な理由です。

3 生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）の発行料金

診断書と同じ扱いになります。文書料は自費となり健康保険や乳幼児医療費助成制度の対象外であり、料金は医療機関により異なります。

4 記入前問診票記入方法

生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）の発行を希望される場合には、保護者の方が記入前問診票（様式1）に事前に記載し、医療機関へ提出し発行を依頼します。

生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）は記入前問診票を元に医師と相談しながら作成しますので、記入前問診票は誤りがないよう、十分注意して記入し、不明な場合には確認してから再提出してください。

a. 食物アレルギー・アナフィラキシー病型について

過去にアナフィラキシーの既往がある場合には、「あり」を選択してください。アナフィラキシーとは「複数の臓器にわたり重篤な症状がみられた」場合を意味します。じんま疹だけがみられるものは含まれません。

b. 現在の摂取状況について

それぞれの食物について、自宅での摂取状況をそれぞれ記入してください。「制限なく」というのは集団生活で配膳される量や形態を十分食べられるということの意味です。なんらかの制限をしている場合には△とし、食べている範囲を「摂取状況」の欄に記入してください。

- | |
|-------------|
| ◎ 制限なく食べている |
| △ ある程度食べている |
| × 全く食べていない |

△、×を記入した食品については、除去している理由①～④について、当てはまるものをすべて「根拠」の欄に記入してください。

- | |
|--|
| ①明らかな症状の既往……………原因食物の摂取により、明らかなアレルギー症状がみられた |
| ②食物負荷試験陽性……………食物負荷試験により症状が誘発された |
| ③IgE 抗体等検査結果陽性……血液検査や皮膚テストなどのアレルギー検査が陽性である |
| ④未摂取……………まだ摂取したことがない |

※③④のみで除去している場合には早期に摂取の可否を検討することが望ましいとされています。

c. 緊急時に備えた処方薬

幼稚園、保育所等で症状がみられた場合に、何らかの医療行為を依頼する場合にはそれを記入してください。

d. 幼稚園、保育所等からの緊急受診先

アナフィラキシーの既往がある、またはエピペン[®]を所持している場合には、幼稚園、保育所等から救急車ですぐに受診できる医療機関を記入する必要があります。発行する医療機関が対応できない場合には、事前に救急対応が可能な医療機関を紹介受診し、あらかじめ緊急時の受診を依頼しておく必要があります。

5 幼稚園、保育所等での除去食対応について

生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）を元に、幼稚園、保育所等と実際の給食について相談し決定します。自宅で食べられる加工品があっても、個別対応すると作業が煩雑となり、かえって事故の危険性が高まります。このため集団生活では「完全除去を基本」として作業を単純化し、安全性を担保する、とされています。また、自宅で解除となった場合でも、運動や体調により症状が誘発されることがあるため、自宅で十分な期間安全に摂取できることを確認してから集団生活でも解除する必要があります。その際には診断書の提出は不要で、保護者が「アレルギー除去食解除届書」（様式3）を幼稚園、保育所等へ提出することにより、解除となります。

6 生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）の記載内容について

この生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）に記載された内容については、幼稚園や保育所等における日常の食物アレルギーやアレルギーシーへの取組や緊急時の対応に活用するため、アレルギー疾患対応に係る関係者全体で共有することに同意をいただきますようお願いいたします。

◎乳児期に発症した食物アレルギーの多くは成長とともに治癒すると考えられています。これを機にアレルギー専門医と相談し、本当にその除去が必要か再検討しましょう。それがお子さんの豊かな食生活と楽しい社会生活につながります。

<作成>

さいたま市民医療センター 小児科 科長
埼玉県アレルギー疾患医療連絡協議会委員

西本 創

さいたま市市民医療センター 小児科アレルギーエドゥケーター
森茂 亮一

埼玉県就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）記入前問診票（保護者が記載）

様式 1

フリガナ

記入者： (続柄：)

名前：

記入日： 平成 年 月 日

	除去が必要な食物	摂取状況 (◎、△、×のいずれかと食べている範囲を記入) ◎・・・制限なく食べている △・・・ある程度食べている ×・・・全く食べていない	根拠 (該当するもの全てを記入) ①明らかな症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③IgE抗体等検査結果陽性 ④未摂取
記入例	鶏卵	△ 加熱鶏卵は食べている。	①、③
1	鶏卵		
2	牛乳・乳製品		
	アレルギー用調製粉乳が必要な場合 製品名 ()		
3	小麦		
4	ソバ		
5	ピーナッツ		
6	大豆		
7	ゴマ		
8	ナッツ類(すべて・クルミ・アーモンド・その他)		
9	甲殻類(すべて・エビ・カニ・その他)		
10	軟体類・貝類(すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・その他)		
11	魚卵(すべて・イクラ・タラコ・その他)		
12	魚類(すべて・サバ・サケ・その他)		
13	肉類(鶏肉・牛肉・豚肉・その他)		
14	果物類(キウイ・バナナ・その他)		
15	その他 ()		

アナフィラキシーの既往の有無	有 ・ 無	「有」の場合、原因食物を記載してください。()
----------------	-------	--------------------------

緊急時に備えた処方薬の有無（「有」の場合、薬剤名を記載してください。）		
内服薬	(有 ・ 無)	薬剤名：
吸入薬	(有 ・ 無)	薬剤名：
エピペン®	(有 ・ 無)	<input type="checkbox"/> 幼稚園、保育所等に保管を依頼 <input type="checkbox"/> 自宅のみ <input type="checkbox"/> 自宅と幼稚園、保育所等に保管（いずれかにチェック（レ）をしてください）

緊急受診先	病院名	電話番号	診察券番号
-------	-----	------	-------

埼玉県就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)

提出日 平成 年 月 日

名前 _____ 男・女 平成 年 月 日生(歳 ヶ月) _____ 組(歳児クラス) 園名 _____

この生活管理指導表は幼稚園、保育所等の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限り作成するものです。

アナフィラキシー(あり) ・ なし)	病型・治療	幼稚園、保育所等での生活上の留意点	【緊急連絡先】 ★保護者氏名: 電話(続柄) ① ② ★連絡医療機関 医療機関名: 電話: ※アナフィラキシー既往ありの場合は必ず緊急連絡先の医療機関を記入する。 ※上記に連絡がつかない場合は119番 記載日 年 月 日 ※アレルギー疾患生活管理指導表は、年1回保護者が園に提出するものです。	
	A. 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他(新生児消化器症状・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他)	A-1 給食・離乳食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 A-2 アレルギー用調製粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は()内記入 ミルフィー・ニューMA-1・MA-mi・ペプディエット エレメンタルフォーミュラ・その他()		A-3 病型・治療のため除去の際に摂取不可能なものに○ ※該当する場合は給食の提供が困難になる場合がある 1. 鶏卵 卵殻カルシウム 2. 牛乳・乳製品 乳糖 3. 小麦 醤油・酢・麦茶 6. 大豆 大豆油・醤油・味噌 7. ゴマ ゴマ油 12. 魚類 かつおだし・いりこだし 13. 肉類 エキス
	B. アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物(原因) () 2. その他(医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫) ()	B. 食物・食材を扱う活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 C. 運動など 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 D. 宿泊を伴う活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 E. その他の配慮・管理事項		
	C. 原因食物・除去・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去・診断根拠を記載 1. 鶏卵 () ①明らかな症状の既往 2. 牛乳・乳製品 () ②食物負荷試験陽性 3. 小麦 () ③IgE抗体検査陽性 4. ソバ () ④未摂取 5. ピーナッツ () 6. 大豆 () 7. ゴマ () 8. ナッツ類* () (すべて・クルミ・アーモンド・) 9. 甲殻類* () (すべて・エビ・カニ・) 10. 軟体類・貝類* () (すべて・イカ・タコ・ホタテ・) 11. 魚卵* () (すべて・イクラ・タラコ・) 12. 魚類* () (すべて・サバ・サケ・) 13. 肉類* () (鶏肉・牛肉・豚肉・) 14. 果物類* () (キウイ・バナナ・) 15. その他 () () 「*類は()の中の該当する項目に○をするか具体的に記載する」			D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド剤) 2. アドレナリン自己注射薬 3. その他()

●幼稚園、保育所等における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を関係者全体で共有することに同意します。 保護者名 _____ 印 _____

(記入例)

様式2(裏)

埼玉県就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)

提出日 平成 年 月 日

名前 _____ 男・女 平成 年 月 日生(歳 ヶ月) _____ 組(歳児クラス) 園名 _____

保護者が記入

この生活管理指導表は幼稚園、保育所等の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限り作成するものです。

病型・治療		幼稚園、保育所等での生活上の留意点		★保護者氏名: 電話(続柄) ① ② ★連絡医療機関 医療機関名:
A. 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他(新生児消化器症状・口腔アレルギー症候群・食物アレルギー性鼻炎・その他)		A-1給食・離乳食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 A-2アレルギー用調製粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は()内記入 ミルフィー・ニューMA-1・MA-mi・ペプディエット エレメンタル		
B. アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物(原因) _____) 2. その他(医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫アレルギー) _____)		A-3病型・治療該当する場 1. 鶏卵 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. 大豆 5. ゴマ 6. 魚類 7. 肉類		
C. 原因食物・除去・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去・診断根拠を記載 _____) _____) 1. 鶏卵 _____) ③IgE抗体等検査結果陽性 食物アレルギーは一般的に血液検査だけで正しく診断することはできないため実際に起きた症状と食物負荷試験などの専門的な検査結果を組み合わせることで医師が総合的に診断する。従って血液検査のデータ等を記載する必要はない。 また、幼稚園や保育所等が血液検査のデータ等を医療機関へ求めることはしないものとする。 ④未摂取について 低年齢児ではまだ与えないような食物に対しては診断根拠を書けない場合(未確定、これから検討する予定)も乳児期から幼児期早期には想定される。それらの子どもに対して離乳食等を進めていく場合に未摂取のものに関して除去根拠は未摂取として記載する。単に保護者や本人の希望によるものではない。		①明らかな症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③IgE抗体検査陽性 ④未摂取 食物、食材を扱う活動とは小麦粉粘土、豆まき、牛乳パックを使用した工作等。		以下の欄の項目は重症な食物アレルギー児のみに該当する場合がある。(厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」P47～P49参照) 1. 鶏卵(卵殻カルシウム) 卵殻カルシウムは卵殻を原料とする酸化カルシウムである。鶏卵タンパクの混入はほぼなく、除去する必要は基本的にはない。 2. 牛乳・乳製品(乳糖) 乳糖(ラクトース)は牛乳に限らず、哺乳類の乳汁に含まれる糖類であるので、牛乳との直接的な関連はない。しかし、食品衛生法で牛乳の代替表記が認められており、乳タンパク含有を示唆しているため注意が必要である。 3. 小麦(醤油・酢・麦茶) 醤油は発酵過程で小麦タンパクは完全に分解される。醸造酢(米酢、大麦芽酢を除く)に小麦が使用されている場合があるが極少量であるので基本的には摂取できる。麦茶は大麦の種子を煎じて作った飲み物であり小麦と直接関係はない。しかし、麦類全体に除去指導されている場合は、除去が必要な場合がある。 6. 大豆(大豆油・醤油・味噌) 食物アレルギーは特定タンパク質によって誘発されるものであり、油脂成分が原因とは基本的にはならない。醤油は発酵過程で大豆タンパクは分解される。重症でなければ利用できることが多い。味噌の大豆タンパクに関しても醤油と同様である。 7. ゴマ(ゴマ油) 食物アレルギーは特定タンパク質によって誘発されるものであり、油脂成分が原因とは基本的にはない。しかし、大豆油と異なり精製度が低いゴマ油はゴマタンパクが混入している可能性もあるので注意する。 12. 魚類(かつおだし・いりこだし) だし汁に含まれているタンパク質量は極少量であるため、殆どの魚アレルギー児は摂取することができる。 13. 肉類(エキス) 肉エキスに含まれるタンパク質は極少量であるため、殆どの肉アレルギー児は摂取することができる。
⑤その他 _____)		B. 食物・食材 1. 管理不要 C. 運動など 1. 管理不要 D. 宿泊を伴う 1. 管理不要 E. その他の配慮		
●幼稚園、保育所等における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容と関係者全体で共有		記載してある食品以外に該当する食品がある場合は()内に記載する。		

5

アナフィラキシー(あり・なし)

アレルギー除去食解除届書

(この様式は保護者の方がご記入ください。)

施設長 様

届出年月日 平成 年 月 日

保護者氏名 ⑩

園児氏名: _____

本児は「埼玉県就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づき除去していた(食品名: _____)に関して、医師の指導のもと家庭において十分な回数摂取し、安全性が確認できたので、給食での除去の解除をしていただきたくお願いします。

※ 医師からの指示に変更があった場合は、必ず知らせてください。

就学前アレルギー疾患生活管理指導表普及対象施設

平成30年度

教育機関等		施設数		定員(人)	県所管
保育所	公立	416	1,228	107,111	少子政策課
	私立	812			
幼稚園	公立	48	544	92,861	義務教育指導課 (保健体育課)
	私立	495			学事課
	国立	1			(所管なし)
認定こども園	私立(幼保連携型)	77	93	18,508	少子政策課
	私立(幼稚園型)	13			
	私立(その他)	3			



疾第 2218-1 号
平成31年1月23日

各保育所長 }
各認定こども園長 } 様

埼玉県保健医療部疾病対策課長 芦村 達哉
(公 印 省 略)

就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表の様式（埼玉県版）
について（通知）

本県のアレルギー疾患対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、子どものアレルギー疾患につきましては、国が示す各種ガイドラインに基づき、食物アレルギー等の適切な管理のためにアレルギー疾患生活管理指導表を活用することとされています。

就学前の生活管理指導表については、現在、厚生労働省及び文部科学省（日本学校保健会）からそれぞれ保育所及び学校（幼稚園）用の様式が示されているところですが、保育所や幼稚園、認定こども園等においては、乳幼児期の特徴を踏まえた統一的な様式が必要との御要望もいただいているところです。

そこで、この度、別添1から4のとおり「埼玉県就学前における生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）」を定め、推奨することとしました。本様式は、さいたま市が作成の上、厚生労働省と文部科学省に了承された様式であり、さいたま市の了解を得て、全県での活用を推奨するものです（なお、さいたま市内の施設においては、平成30年度から本様式が活用されているため、引き続きさいたま市の様式を御活用ください。）。

また、従前の厚生労働省又は文部科学省（日本学校保健会）が示している様式の使用を妨げるものではないことを申し添えます。

- （別添1）埼玉県就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）と記入前問診票について（説明文）
- （別添2）埼玉県就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）記入前問診票（様式1）
- （別添3）埼玉県就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）（様式2）※裏面に記入例あり
- （別添4）アレルギー除去食解除届（様式3）

(参考)

○アレルギー疾患対策（埼玉県）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/kenko/iryu/kafunsho/index.html>

※本通知の別添1から4につきましては、「アレルギー疾患生活管理指導表」に掲載してあります。

○保育所等における食物アレルギー対応マニュアル（さいたま市）

（さいたま市就学前アレルギー疾患生活管理指導表等）

<https://www.city.saitama.jp/003/001/015/005/p040805.html>

※県では、埼玉県アレルギー疾患医療拠点病院に指定した埼玉医科大学病院に「埼玉県アレルギー疾患相談室」（別添5）を設置し、アレルギー疾患に関する心配や疑問にお答えしておりますので、御活用くださるよう併せてご案内します。

○埼玉県アレルギー疾患相談室案内チラシ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/allergy/documents/allergy-chirashi.pdf>

担 当 総務・疾病対策担当

T E L 0 4 8 - 8 3 0 - 3 5 9 8

E-mail a3590-05@pref.saitama.lg.jp